

議案第13号

大津市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例を廃止する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例を廃止する条例

大津市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成25年条例第14号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第14号

大津市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市職員定数条例の一部を改正する条例

大津市職員定数条例（昭和25年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「1,457」を「1,504」に改め、同項第6号中「397」を「408」に改め、同項第8号中「333」を「337」に改め、同項中「総計 2,470」を「総計 2,532」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第15号

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を除く。）」を「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の園長及び教員を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第16号

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）の一部を
次のように改正する。

附則第3項第1号中「保育所」の次に「又は幼保連携型認定こども園」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第17号

大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第20号）の一部
を次のように改正する。

別表第2 学校医の項中「市立学校」の次に「（本市が設置する就学前の子どもに関する教育、保
育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼
保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号

大津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

大津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大津市立学校」の次に「（本市が設置する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を含む。）」を加える。

第3条中「教育委員会は、」を削り、「ときは」の次に「、教育委員会（幼保連携型認定こども園の学校医等に係る場合にあつては、市長。以下同じ。）は」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員等の旅費に関する条例（昭和32年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「13,100円」を「14,800円」に、「2,600円」を「3,000円」に、「10,900円」を「13,100円」に、「2,200円」を「2,600円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第20号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「保護収容等」を「保護、収容等の作業」に改め、同項第2号中「処置」を「死体又は墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第9条第1項の規定により市長が埋葬若しくは火葬を行わなければならない死体の収容、護送等の作業」に改め、同条第2項中「処置困難」を「作業の実施が困難」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する勤務に対する手当について適用し、同日前に開始した勤務に対する手当については、なお従前の例による。